

## 障害者の範囲とその確認

### ● 身体障害者の範囲

「身体障害者障害程度等級表」の1～6級の障害を有する者及び7級の障害を2つ以上重複して有する方です。

### ★ 身体障害者であることの確認

原則として身体障害者福祉法第15条に規定する身体障害者手帳によって確認を行なうものとされています。

### ● 知的障害者の範囲

「知的障害者」とは、児童相談所、知的障害者更正相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センター（以下「知的障害者判定機関」という。）によって知的障害があると判定された方です。

### ★ 知的障害者であることの確認

原則として都道府県知事又は政令指定都市市長が交付する療育手帳等によって確認を行なうものとされています。

なお、療育手帳等を所持していない者については、知的障害者判定機関の判定書により確認を行なうものとされています。

### ● 精神障害者の範囲

「精神障害者」とは、次のいずれかに該当し、症状が安定して就労が可能な状態にある方です。

- ① 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- ② 統合失調症、そううつ病又はてんかんにかかっている方（①に該当する方を除く）

### ★ 精神障害者であることの確認

精神障害者であることの確認は、精神障害者保健福祉手帳、医師の診断書・意見書等によって行うこととされています。

### ● その他の障害

身体障害者、知的障害者、精神障害者以外の障害者の方をいいます。

具体的には、発達障害者、難病、低身長症等の疾患、精神障害には至らない精神疾患若しくは高次脳機能障害等により、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、若しくは職業生活を営むことが著しく困難な方です。

### ★ その他の障害者であることの確認

その他の障害については手帳制度が導入されていないため、確認については医師の診断書、意見書等を参考として、公共職業安定所において個別具体的に確認することとなります。